

# 小田原市居宅介護支援事業者等事務費補助金交付の手引き

## 1. 事業概要

居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護被保険者等から依頼を受け、住宅改修費支給申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に、理由書を作成した介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業者等に対し、その業務に対する費用の一部を助成します。

助成対象者	居宅介護支援事業者 [要介護者] / 介護予防支援事業者 [要支援者]
助成額	理由書の作成1件につき2,000円
助成期間	令和8年度
交付要件	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 次の者が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合。 居宅介護支援事業者 / 介護予防支援事業者</li><li>■ 当該被保険者が「<u>住宅改修着工日以前</u>」において、<u>居宅介護支援等の提供を受けていないこと。</u></li><li>■ 当該被保険者に対し住宅改修支援業務を行った住宅改修について、<u>住宅改修費支給申請（事後申請）が行われていること。</u></li></ul>

## 2. 補助金の交付申請時期

下記表のとおり、各理由書作成時期に対する申請期間（四半期）に一括して申請してください。なお、原則、申請期間を過ぎたものは補助対象にできませんが、次の事例の場合は、補助対象となります。

### 【事例】

6月1日に居宅介護支援事業者等が「住宅改修が必要な理由書」を作成したが、住宅改修費支給申請（事後申請）が7月11日以降になった（申請期日を過ぎた）場合。

→この場合、理由書作成時期は「第1期」ですが、住宅改修費支給申請（事後）が当該申請期間後に申請されているため、当該補助金の交付申請は、「7月1日～7月10日」ではなく、「10月1日～10月10日」の期間に申請してください。

期別	理由書作成時期	申請期間
第1期	4月～6月	7月1日～7月10日
第2期	7月～9月	10月1日～10月10日
第3期	10月～12月	1月4日～1月10日
第4期	1月～3月	3月21日～3月31日

※申請期間の最終日が土・日・祝日の場合は、直前の平日を申請期日とします。

### 3. 補助金交付申請必要書類及び提出方法等について

<b>補助金交付申請必要書類</b>	(1) 小田原市居宅介護支援事業者等事務費補助金交付申請書 (様式第1号) (2) 交付申請内訳書(住宅改修理由書作成業務)(様式第2号) (3) 「住宅改修が必要な理由書」 ※住宅改修費支給申請(事前)時に提出した理由書の写し (4) 口座振替依頼書 ※ <u>年度の初回申請時又は代表者等に変更があった場合のみ提出してください。</u> ※申請者(法人代表者)と口座名義が異なる場合は、委任状が必要です。
<b>書類提出先</b>	小田原市役所 高齢介護課(2階17番窓口) ※〒250-8555 小田原市荻窪300番地
<b>提出方法</b>	直接持参もしくは郵送 ※直接持参の場合、開庁日の午前8時30分から午後5時に受け付けます。 ※郵送の際は封筒の表に「居宅介護支援事業者等事務費補助金交付申請書在中」と記載してください。 ※郵送の場合、申請期日の最終日必着です。

### 4. Q & A

Q 1. 住宅改修費が不支給になった場合、補助金は支給されるのか。

A 1. 住宅改修費が不支給になった場合、当該補助金の対象になりません。また、住宅改修工事着工前に被保険者が死亡した場合には、住宅改修費そのものが支給されないため、当該補助金の対象になりません。

Q 2. 「住宅改修着工日以前」において居宅介護支援等を提供している事業者と理由書を作成した事業所が異なる場合、補助金の対象となるか。

A 2. 当該補助金の対象になりません。